

報告第5号

弾力条項適用の報告について（小松島市競輪事業特別会計）

令和4年度小松島市競輪事業特別会計において、令和5年3月1日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第4項の規定により、別紙のとおり弾力条項を適用したので、同項の規定により報告する。

令和5年3月7日報告

小松島市長 中山俊雄

弾力条項の適用額は、歳入歳出222,994千円である。

弾力条項適用調書

歳出 (単位：千円)

款	項	適用前の予算額	適用額	適用後の額	説明
1 競輪事業費		21,681,526	222,994	21,904,520	
	2 競輪開催費	21,140,680	222,994	21,363,674	払戻金(車券売上実績22,082,856,400－予算額21,803,716,000)×75%/1,000 = 209,356 売上増加に伴う競輪振興法人交付金の不足 6,365 売上増加に伴う競輪振興法人競技業務委託料の不足 1,418 売上増加に伴う包括業務委託料の不足 5,855
歳出合計		22,038,039	222,994	22,261,033	

歳入 (単位：千円)

款	項	適用前の予算額	適用額	適用後の額	説明
1 競輪事業収入		21,819,400	222,994	22,042,394	
	1 事業収入	21,819,400	222,994	22,042,394	勝者投票券発売金額(車券売上)
歳入合計		22,038,039	222,994	22,261,033	